

第1条 委託業務および取扱店と預金種目

1. 株式配当金支払者は、株式配当金受取人(以下「受取人」といいます。)に対する株式配当金支払にあたり、当行に振込事務を委託するものとします。
2. 当行の受託する取扱店の範囲は、全国銀行データ通信システムにおいて振込可能な銀行の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座勘定とします。

第2条 振込依頼

振込依頼は、BizSTATION全銀・ANSER接続サービス利用規定(以下「全銀ANSER接続規定」といいます。)に定める円預金サービス「総合／給与振込」を利用し、当行所定の時間内に行うものとします。

第3条 指定口座の確認

当行に振込事務を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行って下さい。

第4条 振込データの処理等

1. 依頼された振込データに瑕疵がある場合には、当行はそのデータの処理は行いません。
2. 本支店での振込ですでに口座確認を行っているときは、取引依頼にあたり当行が受信した受取人の預金者名によることなく、取引依頼にあたり当行が受信した受取人預金口座の預金種目・口座番号により支払開始日に、振込処理を行います。
3. 振込の依頼が当行所定の時限を過ぎた場合には、支払開始日の処理ができないことがあります。

第5条 振込資金の引落し

当行は、支払開始日に振込合計金額を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、株式配当金支払人が指定した引落口座から自動的に引落します。

第6条 代理事務関連の入金通知

当行は受取人に対し株式配当金の入金についての通知は行いません。

第7条 手数料

振込代理事務関連の事務取り扱いにあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

第8条 必要事項の届出

株式配当金支払いにおいては、あらかじめ当行所定の「株式配当金支払事務委託書」を届け出るものとします。

第9条 株式配当金支払事務の取り扱い

株式配当金支払事務の取り扱いは、第8条によりあらかじめ届け出された「株式配当金支払事務委託書」および全国株懇連合会と全国銀行協会が別に定めた「株式配当金支払事務取扱要領」によるものとします。

第10条 規定の変更

当行は、本サービスまたは本規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上